

産業廃棄物

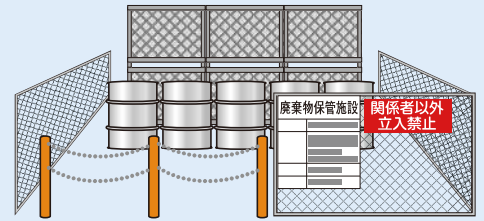
①産業廃棄物を処分する前の保管・取扱いについて

1) (特別管理) 産業廃棄物の梱包

- (1) 産業廃棄物が飛散、流出、悪臭が漏れないように、梱包を行ってください。
- (2) 特別管理産業廃棄物は、次の事項についても必要な措置を講じてください。
 - イ 感染性産業廃棄物は、必ず密閉でき、収納しやすく、破損しにくい容器に梱包してください。
 - ロ 廃石綿等は、大気中に飛散しないよう、あらかじめ散水等による湿潤化を行い、耐水性の材料で二重に梱包してください。
 - ハ 廃油は、揮発しないようドラム缶等の密閉容器に入れてください。

2) (特別管理) 産業廃棄物の保管

- (1) 産業廃棄物が事業場から排出されるまでの間、分別した廃棄物の種類ごとに保管を行ってください。
 - イ 関係者以外がみだりに立ち入ることができないよう、保管の場所の周囲に囲いを設けてください。
 - ロ 保管の場所に掲示板を設置してください。
 - ハ 積上げ高さの制限（屋外で容器に入れずに保管する場合）



①廃棄物が囲いに接しない場合	囲いの下端から勾配50%以下
②廃棄物が囲いに接する場合	囲いの内側2m以内は、囲いの高さ50cm以下 囲いより2m以上内側は、2m線から勾配50%以下

- ニ 廃棄物が、飛散・流出し、地下に浸透し、悪臭が発散しないようにしてください。
- ホ ねずみが生息し、蚊・はえ等の害虫が発生しないようにしてください。

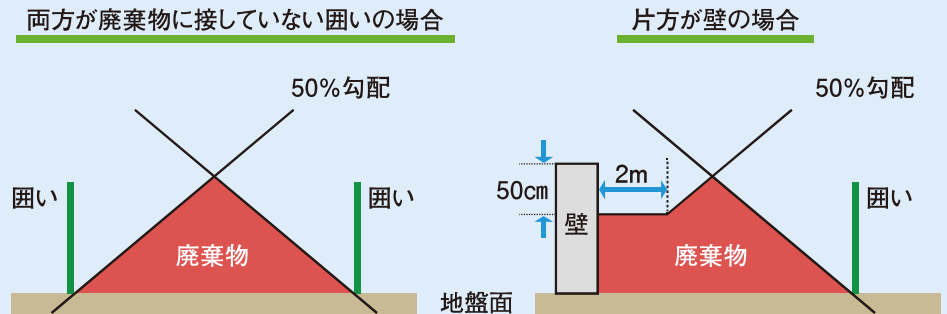
掲示板の例

産業廃棄物保管施設	
廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類
管理者名称、連絡先	豊橋市今橋町△番地 豊橋○△工業 株式会社 代表取締役 豊橋太郎 TEL 0532-○△-○○○○
最大保管高さ	1.8m
最大保管量	30m ³

60cm以上 (高さ)

60cm以上 (幅)

保管高さ上限の算定



- (2) 特別管理産業廃棄物は、次の事項についても必要な措置を講じてください。
 - イ 保管に当たっては、その他の物と混合するおそれのないように、仕切り等を設けてください。
 - ロ 廃棄物の種類に応じ、次の措置を講じてください。
 - ・廃油は、揮発しないよう容器等に密封等し、高温にさらされないようにしてください。
 - ・腐敗するおそれのあるものは、容器に密封する等、腐敗防止に努めてください。
 - ・腐食するおそれのある廃液は腐食しないような措置

※特別管理産業廃棄物の種類により追加で必要な措置があります。

3) 特別管理産業廃棄物の管理体制

特別管理産業廃棄物を保管する場合は、事故防止・適正処理のため、事業場ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任してください。特別管理産業廃棄物管理責任者は、一定の資格・学歴及び実務経験が必要となります。

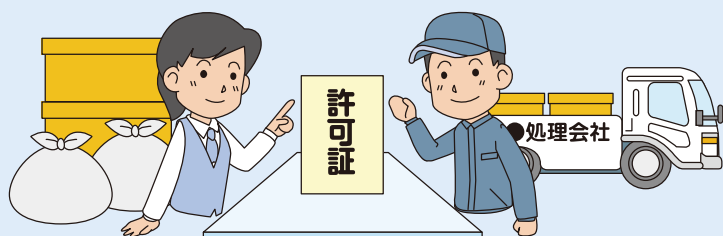
②産業廃棄物の処理方法

原則として、民間の産業廃棄物処理業者へ処理を委託してください。

(紙くず、木くず等の一部の産業廃棄物は、市の投入許可を取得すれば資源化センターへの投入が可能です。)
処理業者へ委託する場合は、委託基準を守らなければなりません。

1) 処理業者が的確に処理を実施できる能力を有していることを予め確認してください。

産業廃棄物の処理を委託する際、収集運搬・処分それぞれの許可を持った業者に委託しなければなりません。また、許可は産業廃棄物の種類ごとに存在します。そのため、処理を委託する産業廃棄物の種類や方法が許可された事業の範囲に含まれていることを、予め産業廃棄物処理業者の許可証で確認しておく必要があります。
※産業廃棄物処理業者を具体的に知りたい場合は、ホームページをご覧くださいか、東三河廃棄物処理事業協同組合（☎37-9811）へお問い合わせください。



許可証を事前に確認すること

愛知県内に設置する事業場から生じる産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとするときは、**事業者が委託前に処理業者の処理能力があるかなどを実地にて確認しなければなりません。また契約締結後も年1回以上の確認が必要となります。**

2) 委託契約書を書面にて締結してください。

原則として、収集運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者とそれぞれ書面による契約を直接締結しなければなりません。委託契約書は5年間の保存が必要です。

委託契約書に記載する事項

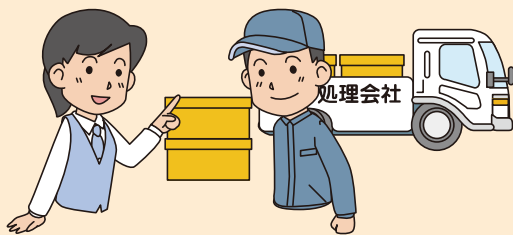
- ア 委託する産業廃棄物の種類、数量
 - イ 運搬を委託する場合は、運搬の最終目的地の所在地
(積替え保管を行う場合は、その場所の所在地並びに保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限)
 - ウ 処分又は再生を委託する場合は、その処分等の場所の所在地、その方法、施設の能力
 - エ (中間処理を委託する場合) 最終処分の場所の所在地、処分方法、施設の処理能力
 - オ 委託契約の有効期間
 - カ 料金 (数量及び単価)
 - キ 受託業者の許可の事業範囲 (収集運搬・処分、取り扱える廃棄物の種類)
 - ク 受託業者が適正な処理を行うための情報提供に関する事項 (性状、荷姿、性状変化等)
 - ケ 運搬、処分終了時の排出事業者への報告に関する事項
 - コ 契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項
- ※業務受託者の許可証の写し等の書面を必ず添付してください。



③産業廃棄物引き渡し時にマニフェストを交付してください。

産業廃棄物を処理業者に引き渡す際には、マニフェストに必要事項を記入して、交付しなければなりません。交付したマニフェストの写しは、**5年間の保存が必要です。**なお、電子マニフェスト制度を活用することもできます。

※ただし、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物（古紙、くず鉄など）を扱う事業者、再生利用の指定を受けた事業者などに委託する場合はマニフェストの交付が不要になる場合もあります。



産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票			
発出事業者 名称 代表者 住所 電話番号	△△△ 豊橋食品 (有) 豊橋食品 豊橋市今橋町〇〇番地	処理業者 名称 代表者 住所 電話番号	〇〇〇 豊橋太郎 豊橋食品本社工場 同左
種類 数量 性状 備考	1100 燃えかた 2200 汚泥 3300 廃油 4400 廃紙 5500 廃プラスチック 6600 廃金属 7700 廃木材 8800 廃ガラス 9900 廃繊維物	種類 (特別管理産業廃棄物) 数量 (立方メートル) 性状 備考	1m フレコンバック 廃プラスチック 焼却
小売単位 数量 性状 備考	1100 燃えかた 2200 汚泥 3300 廃油 4400 廃紙 5500 廃プラスチック 6600 廃金属 7700 廃木材 8800 廃ガラス 9900 廃繊維物	種類 (特別管理産業廃棄物) 数量 (立方メートル) 性状 備考	1m フレコンバック 廃プラスチック 焼却
運送業者 名称 代表者 住所 電話番号	〇〇運送(株) 豊橋市〇〇町〇〇番地	処理センター 名称 代表者 住所 電話番号	〇〇処理センター〇〇処理場 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇市〇〇町〇〇番地
最終処分業者 名称 代表者 住所 電話番号	(有)〇〇処理センター 〇〇〇〇〇〇市〇〇町〇〇番地	今橋次郎	〇〇〇〇〇〇市〇〇町〇〇番地
備考	発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会		

マニフェスト出典：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

【マニフェスト制度】

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、廃棄物の種類、数量、性状、収集運搬業者名、処分業者名、取扱上の注意事項等を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を集荷とともに流通させることにより、廃棄物の流れや処理方法を自ら把握・管理するシステムです。

